

公益法人改革対応の検討体制について(案)

公益法人改革対応の事務局検討状況を踏まえて、最終的な意思決定に向けた検討体制として「役員検討会(仮称)」を設置し、所与の事項についての検討結果を理事会に報告させることとしたい。(本件は担当理事からの提案として理事会の承認を求めることとする)

1. ミッション

理事会が公益法人改革対応の意思決定をするための判断要素を洗い出し、各要素及び総合的な見地から検討を行って、結果を取り纏めた上で理事会に提言を行う。

2. 主な検討事項

- 1) JPNIC を取り巻く環境についての認識の整理
- 2) JPNIC が今後に取り組むべき事項の洗い出し
- 3) JPNIC の基本的スタンスの明確化と各取り組み事項の方向性
- 4) 取り組みを進める上での JPNIC の組織形態毎のメリット/デメリットの明確化
- 5) 公益法人改革に対応した組織のあるべき姿の描出

3. メンバー構成

役員(担当理事、執行理事、若手理事)を中心に事務局を加えたメンバーで構成する。具体的なメンバーは理事長が指名する。

4. スケジュール(予定)

2013/04 から新体制移行することを想定した検討スケジュールとする。

	役員検討会	理事会・総会
2011/11	検討に着手	役員検討会の設置を承認(理事会)
2011/12	検討事項整理	検討状況報告(理事会)
2012/03	検討結果(中間1)	方向性の議論(総会報告)
2012/06	検討結果(中間2)	方向性の審議(総会決議)
2012/11	検討結果(最終)	定款変更(総会報告)
2013/02	< 予備1 >	定款変更(総会決議)
2013/06	< 予備2 >	定款変更(総会決議)

* 移行申請の期限は2013年11月30日

* 移行申請～認定・認可までの標準処理期間は4ヵ月とされている(内閣府)

* 移行(登記)日と会計年度にズレがある場合は臨時で決算(3か月以内)、予算(公益の場合/速やかに)を審議する臨時総会の開催が必要。

以上